五回の期間更新決定以前から、「ひかりの輪」と「Aleph」の構成員が相互に連絡を取り合い、あるいは連絡を取り合える関係を維持していたところ、同決定後においてもなお、連絡を取り合っている構成員が存在することに加え、⑦松本と関わりがある仏画の掲示に関し、公安調査庁による立入検査前後で異なる取扱いをし、その取扱いを二転三転させ、あるいは、実際の取扱いとは異なる対外的な説明をしているほか、松本及びシヴァ神が形を変えた存在と位置付けていたことがある大黒天について、一旦は、崇拝の対象とはしないとしてその写真等を廃棄するなどとしながら、その後、大黒天は、シヴァ神が反省・改心した姿であるとしてその写真等を祭壇等に掲示するようになり、その後において、大黒天を信仰の対象としていると思われるのは本意ではないなどとして、再度その写真等を廃棄するなど、その都度説明内容を変えながら、利用・廃棄を繰り返し、さらに、公安調査庁からの指摘がないところでは、シヴァ神や大黒天との共通点が認められるなどとするミシャグチ神又はこれに関連する施設の写真を継続的に「ひかりの輪」の施設内に掲示しているなどの事情に鑑みれば、観察処分の期間の更新を回避することに殊更腐心する意図もうかがわれるところであり、「ひかりの輪」が講じているとする種々の施策は、過去の過ちに対する真摯な反省に基づき、その在り方自体を変化させていくものとして実施されたものであるとは認め難いことなどからすれば、「ひかりの輪」は、依然として、本件観察処分の対象とされた被請求団体と基本的性質を同じくし、その重要な一部を構成しているものと認められる。

2　被請求団体の法第５条第１項各号該当の有無

⑴　第１号該当性について

松本が、いわゆる「松本サリン事件」及び「地下鉄サリン事件」（以下、両事件を併せて「両サリン事件」という。）の首謀者であることは、当委員会が本件観察処分決定、第一回ないし第五回の期間更新決定（以下、これらの決定を併せて「これまでの決定」という。）において重ねて認定してきたとおりである。

また、松本が、下記のとおり、被請求団体の活動に影響力を有していることが認められるので、被請求団体には、法第５条第１項第１号に該当する事由がある。

ア　法第５条第１項第１号に規定する「影響力を有している」とは、特定の者の言動が、団体の活動の方向性を左右する力あるいは内容に変化を生じさせる力を有していることをいうものと解されるところ、両サリン事件当時から第五回の期間更新決定時に至るまで、松本が、被請求団体の活動に影響力を有していたことは、これまでの決定において当委員会が認定したとおりである。

イ　被請求団体における松本の影響力が容易に払拭され得るものではないことは、これまでの決定において当委員会が認定してきたところであり、現在においても、依然として、被請求団体においては、松本がその活動に影響力を有していると認めるに足りる諸事情が認められる。

すなわち、「Aleph」においては、第五回の期間更新決定後も、①幹部構成員らが、各地における説法や機関誌を通して、構成員に対し、松本を、主神であるシヴァ神の化身であり、かつ、教祖であると位置付け、「尊師」、「グル」と尊称し、松本及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的帰依や松本の説く「衆生救済」の実現の重要性を強調した指導をしていること、②松本が行ったタントラ・ヴァジラヤーナの実践や「日本シャンバラ化計画」等の後記⑶（第４号該当性について）で述べるような危険な説法を細部まで忠実に再現した教材等を使用して構成員に教学させ、また、松本の説法の音声を再生する中、松本への帰依をうたった詞章を大声で唱和させたり、繰り返し立位礼拝をさせたりするほか、松本が直接指導していた頃と同様の「ＰＳＩ」（パーフェクト・サーヴェーション・イニシエーション。松本の脳波が注入されるとする器具）の装着を奨励するなどといったマインドコントロールの手法を用いた儀式・修行を行うなどして、自己の意思や思考を捨て、松本及び同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に従う意識を扶植する指導を行っていること、③殺人を暗示する危険な教義等を説いた松本の説法を収録したＤＶＣＡＭやＤＶＤを依然として保管し続けていること、④松本の誕生を祝う催しを開いたり、構成員に対し、説法を通して死刑判決が確定した松本の死刑執行の回避や延命を祈願するよう指導したりしていること、⑤松本のエネルギーが注入されたとする水を構成員に摂取させるなどしていること、⑥構成員らが両サリン事件を正当化する発言をしていることなどが認められる。

また、「山田らの集団」についても、①中心となって活動している山田美砂子は、昭和63年12月に「オウム真理教」に出家し、以降、「宗教団体・アレフ」、「アーレフ」、「Aleph」において、長年にわたり、構成員として活動し、平成26年11月まで「Aleph」の役職員として公安調査庁に対して報告がなされていた者であり、構成員の４割についてもいわゆる「地下鉄サリン事件」当時からの構成員であるところ、「Aleph」と同様に、②松本を「グル」と尊称し、施設内の祭壇に松本の肖像画を掲出するなどして、松本及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的帰依を培う指導を行っていること、③松本の説法等を収録したＤＶＤ等を使用して構成員に教学させ、また、松本への帰依をうたった詞章を唱和させたり、立位礼拝やＰＳＩの装着をさせるなどといったマインドコントロールの手法を用いた儀式・修行を行い、松本及び同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に従う意識を扶植する指導を行っているほか、④構成員に対し、松本のエネルギーが注入されたとする水を摂取させたり、説法を通して松本の延命を祈願するよう指導するなど、松本及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的帰依を鮮明にしていることなどが認められる。

さらに、「ひかりの輪」についても、表面上は松本やオウム真理教との関係を否定しているが、①そもそも、「ひかりの輪」は、松本へ帰依し、同人の説くオウム真理教の教義に従う者によって、観察処分を免れ、松本の意思を実現することを目的として組織されたものであり、現在においても、②実質的には松本及び同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に帰依することを説き、また、③松本自身がオウム真理教の特色であると説く修行体系とほぼ同様の修行体系を維持しているほか、④構成員の言動にも松本への深い帰依や同人の説くオウム真理教の教義に従う意思を示すものが随所に認められる。

ウ　これらの各集団の実態からすれば、現在においてもなお、松本及び同人の説くオウム真理教の教義が被請求団体の存立、運営の基盤をなしていることが認められ、松本が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有しているものと認められる。

⑵　第３号該当性について

上祐が、両サリン事件当時、被請求団体の役員であり、かつ、第五回の期間更新決定当時から現在に至るまで、被請求団体の重要な一部を構成する「ひかりの輪」の代表役員として活動して、その意思決定に関与し、かつ、事務に従事していることは明らかであるから、上祐は、現在もその役員と認められる。

⑶　第４号該当性について

被請求団体は、下記のとおり、殺人を暗示的に勧める「綱領」を保持していると認められるので、被請求団体には、法第５条第１項第４号に該当する事由がある。

ア　法第５条第１項第４号に規定する「綱領」とは、いかなる名称によるかを問わず、団体の立場・目的・計画・方針又は運動の順序・規範等をいい、これに該当するというためには、団体の方針等となるべき事項が構成員に明確に示され、かつ、構成員も当該事項を是認し、それに従う意思を有しているものであることが必要であると解されるところ、被請求団体においては、その教義が「綱領」に当たると認められる。